

当評価機関の理念

第4セクター (Non Profit Company)として福祉・市民のサービスの質の向上を図ります。

当評価機関の方針

事前の説明をていねいに実施し、わかりやすい評価をめざします。【丁寧な事前説明の実施】

明日につなげ、「気付き」を生み出す、プラス思考の評価を目指します。

経験と専門性・市民性のバランスのもとに、評価を実施いたします。

施設が自ら改善していくために、PDCAサイクルにのせる支援をいたします。【改善点確認シート】

「守秘義務及び倫理に関する規程」「個人情報保護規程」を遵守します。

当機関評価者の特徴

全員現役で、評価又は調査の実績があります！

経験豊富な、福祉サービス第三者評価調査員(高齢・保育・障害)・GH外部評価調査員・介護情報公表調査員も。

利用者の視点で！

地区センター、老人福祉センター、福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等を日常的な利用者も。

施設業務経験者も！

元地区センター指導員・元地域ケアプラザサブコーディネーター・元子どもログハウススタッフも。

専門資格もあります！

ISO審査員、消費生活アドバイザー、行政書士、中小企業診断士
介護福祉士、ケアマネジャー、福祉住環境コーディネーター2級、保育士、調理士も。

受審事業者の声

真剣に自己評価に取り組むことによって、自らのサービス点検ができ、改善点に気付いた。

今後、取り組みが必要な点が明確になった。

優れている事項についても細かくコメントがあり、職員のモチベーションがあがった。

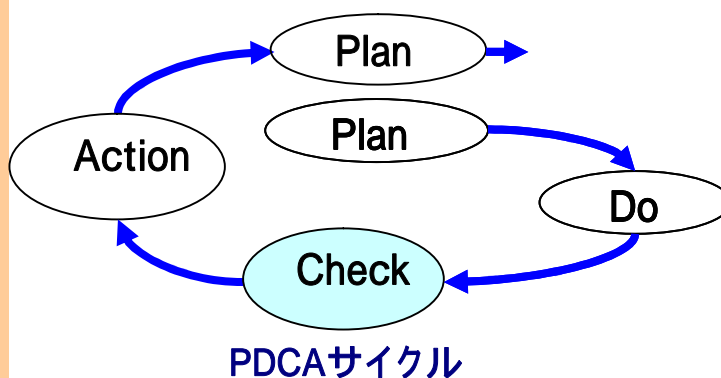
改善点確認シートで、見直しが必要な点の一覧がわかり、さらにPDCAサイクルの確立を意識することができた。

指定管理者第三者評価の目的

横浜市では、公の施設としての管理水準のより一層の維持向上を図るため、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施します。

指定管理者がこうした第三者評価を積極的に活用することを通じて、さらなる業務改善への取組(PDCAサイクルの確立)を行い、自らがサービスの向上に努めていくことを目的とします。

第三者評価機関の役目はこのC(チェック)部分を客観的にみるお手伝いをするでもあります。監査ではありません。



指定管理者第三者評価の活用法

第三者評価は「指定管理者による自己評価」と「評価機関による第三者評価」からなっています。

自己評価からの気づき

評価シートの項目に従い、職員の合議により、自己評価をし、そのプロセスから気づきが生まれます。B評価が横浜市の標準的基準となっています。

第三者の目からの気づき

利用者の視点も踏まえ、第三者の目から評価基準に沿ってサービス提供状況を客観的に検証し、状況を確認し、報告書にまとめます。

相違点からの気づき

自己評価と第三者の目からの評価の相違点を比較することにより、自らのサービスを再度検証します。

公表情報からの気づき

公表された他指定管理者の評価結果から参考になる点を探し、自らの施設に合うよう独自の工夫をします。